

製品安全性データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 : ミネラルオイル 60mL/250mL (MicroScan Mineral Oil) (品目コード: B1010-40/ B1010-40A)
 会社名 : シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社
 住所 : 〒141-8673 東京都品川区東五反田 3-20-14
 電話番号 : 03-3537-3939 コールセンター
 改定番号 : 2.0

ミネラルスピリット(ミネラルオイル)

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : ミネラルオイル(100%)を含有する単一製品

化学名又は一般名: ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む) (Mineral spirit(Including mineral thinner, petroleum spirit, white spirit and mineral turpentine))
 別名: ストッダード溶剤(Stoddard solvent)
 化学式: 特定できない
 含有量: 100%
 CAS 番号: 8052-41-3
 官報公示整理番号(化審法・安衛法): 化審法(9)-1700
 分類に寄与する不純物及び安定化添加物: 情報なし
 推奨用途及び使用上の制限: 体外診断用

3. 有害性の要約

物理化学的危険性:	引火性液体	区分 1-3
人体健康有害性:	皮膚腐食性・刺激性	区分 2
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分 3(麻酔作用)、(気道刺激性)
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分 2(肝臓、精巣)
	吸引性呼吸器有害性	区分 1
環境に関する有害性:	水生環境急性有害性	区分 1
	水生環境慢性有害性	区分 1
絵表示又はシンボル:		



注意喚起語: 危険
 危険有害性情報: 極めて引火性の高い液体及び蒸気。皮膚刺激。眠気及びめまいのおそれ。呼吸器への刺激のおそれ。長期又は反復ばく露による肝臓、精巣の障害のおそれ。飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ。水生生物に非常に強い毒性。長期的影響により水生生物に非常に強い毒性。
 注意書き: 【安全対策】
 使用前に取扱説明書を入手する。すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。必要に応じて個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後はよ

く手を洗うこと。環境への放出を避けること。

【救急措置】

熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。禁煙。静電的に敏感な物質を積みなおす場合は、容器及び受器を接地、結合すること。防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。火災を発生しない工具を使用すること。切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。容器を密閉しておくこと。環境への放出を避けること。

【保管】

換気の良い冷所で保管すること。施錠して保管すること。容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

4. 応急措置

吸入した場合：新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合：汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚を速やかに洗浄すること。多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

飲み込んだ場合：吐かせないこと。口をすすぐこと。医師の手当て、診断を受けること。気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

予想される急性症状及び遅発性症状：

吸入した場合：咳、咽頭痛、頭痛、吐き気、疲労、めまい、錯乱、意識喪失。皮膚に付着した場合：皮膚の乾燥、発赤。目に入った場合：発赤、痛み。飲み込んだ場合：吐き気、嘔吐、腹痛、下痢。他の症状については「吸入」参照。

最も重要な兆候及び症状：

医師に対する特別な注意事項：化学性肺炎の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、身体的な負担により悪化する。したがって安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置

消火剤：小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、一般の泡消火剤
大火災：散水、噴霧水、一般の泡消火剤

使ってはならない消火剤：棒状注水

特有の危険有害性：極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。加熱により容器が爆発するおそれがある。火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。

特有の消火方法：引火点が極めて低い。散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。危険でなければ火災区域から容器を移動する。消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護：消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立入りを禁止する。作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に立入る前に換気する。漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

環境に対する注意事項: 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。環境中に放出してはならない。

回収、中和: 少量の場合、乾燥土、砂や不活性吸収剤で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。

封じ込め及び浄化の方法・機材: 危険でなければ漏れを止める。漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策: すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

技術的対策: 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気: 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気・全体換気を行う。

安全取扱注意事項: 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
接触、吸入又は飲み込まないこと。空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。取扱い後はよく手を洗うこと。屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。環境への放出を避けること。環境への放出は避けること。

接触回避: 『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管:

技術的対策: 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質: 『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件: 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。酸化剤から離して保管すること。容器は直射日光や火気を避けること。容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。施錠して貯蔵すること。

容器包装材料: 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度: 設定されていない。

許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):

日本産衛学会: 設定されていない。

ACGIH:	TLV-TWA 100ppm
設備対策:	防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具:	
呼吸器の保護具:	適切な呼吸用保護具を着用すること。
手の保護具:	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具:	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具:	適切な顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策:	取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	無色の液体
臭い:	微的な臭気
pH:	データなし
融点・凝固点:	-70°C(凝固点)
沸点、初留点及び沸騰範囲:	130-230°C
引火点:	21°C(構成成分によって60°Cまで変化する)
爆発範囲:	下限 0.6vol%、上限 8.0vol%
蒸気圧:	0.1-1.4kPa(20°C)
蒸気密度(空気 = 1):	4.5-5
比重(密度):	0.765-0.795
溶解度:	溶けない(水) アルコール、ベンゼン、エーテル、クロロホルム、四塩化炭素、二硫化炭素と混和
オクタノール/水分配係数:	log Pow = 3.16-7.06
自然発火温度:	30-240°C
分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値:	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	該当しない
粘度:	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性:	通常条件では安定である。
危険有害反応可能性:	強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件:	空気との爆発限界内の混合ガスの形成。
混触危険物質:	強酸化剤。ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。
危険有害な分解生成物:	一酸化炭素、二酸化炭素、刺激性のガス。

11. 有害情報

特定標的臓器・全身毒性(単回暴露):	ラット又はイヌを用いた吸入ばく露試験において活動性の低下、協調運動性低下、運動失調、振戦、痙攣などの一過性の神経系への影響を示唆、ヒトばく露例で頭痛、吐き気、めまいなどの神経系への影響を示唆する症状及び鼻の刺激性から区分 3(麻酔作用、気道刺激性)。眠気及びめまいのおそれ。呼吸器への刺激のおそれ。
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露):	モルモットを用いた吸入ばく露試験において肝臓への影響が区分 2、並びに NTP TR519 のラットを用いた吸入ばく露試験において精子運動性の低下から、区分 2(肝

<p>吸引性呼吸器有害性:</p>	<p>臓、精巢)とした。長期または反復ばく露による肝臓、精巢の障害のおそれ。誤嚥により化学性肺炎を引き起こす可能性があることから、区分1とした。飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ。</p>
<p>12. 環境影響情報</p>	
<p>水生環境急性有害性:</p>	<p>甲殻類(オオミジンコ)の48時間LC₅₀=0.42-2.3 mg/Lから、区分1とした。水生生物に非常に強い毒性</p>
<p>水生環境慢性有害性:</p>	<p>急性毒性が区分1、急速分解性がなく(BODによる分解度:12-13%)、生物蓄積性が不明であることから、区分1とした。長期的影響により水生生物に非常に強い毒性</p>
<p>13. 廃棄上の注意</p>	
<p>残余廃棄物:</p>	<p>廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p>
<p>汚染容器及び包装:</p>	<p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>
<p>14. 輸送上の注意</p>	
<p>特別の安全対策:</p>	<p>危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。</p>
<p>国連分類番号:</p>	<p>クラス3</p>
<p>15. 適用法令</p>	
<p>労働安全衛生法:</p>	<p>名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号 第551号) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号)</p>
<p>消防法:</p>	<p>第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1)</p>
<p>船舶安全法:</p>	<p>火性液体類(危規則第2、3条危険物告示別表第1)</p>
<p>航空法:</p>	<p>火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)</p>
<p>16. その他の情報</p>	
<p>参考文献</p>	
<p>化学物質排出把握管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ</p>	<p>化学工業日報社</p>
<p>労働安全衛生法MSDS対象物質全データ</p>	<p>学工業日報社(2000)</p>

このデータは作成の時点における知見によるものですがかならずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。